

# K-Report

2014年1月1日発行  
第4巻 第1号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



謹んで新年のお慶びを申し上げます。



旧年中は格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。皆様の益々のご発展と、本年が良き年となりますよう祈念すると共に、昨年同様のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



## 目次

- 1. 改正情報
- 2. WLB制度の定着に向けて
- 3. 所長コラム

## 1. 改正情報

### ■ 被災者雇用開発助成金の対象者要件が変更に

被災者雇用開発助成金とは、東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。

この助成金が、第93回の労働政策審議会で諮詢された「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について「妥当」とする答申が行われたことにより、以下の通り対象者の要件が変更されることとなりました。

（※1）

ハローワーク、地方運輸局、  
雇用関係給付金の取扱に係る  
同意書を労働局に提出している  
有料・無料職業紹介事業者  
若しくは無料船員職業紹介事  
業者

### 【被災者雇用開発助成金の支給額】

大企業	50万円（短時間労働者（※2）として雇入れた場合は30万円）
中小企業	90万円（短時間労働者（※2）として雇入れた場合は60万円）

### 【助成対象となる労働者の要件】

対象労働者	雇入れ日が平成26年3月31日までである場合	雇入れ日が平成26年4月1日以降である場合	
		左記の①～③の要件を満たし、かつ、次の（イ）（ロ）のいずれにも該当する方	左記の（イ）（ロ）のいずれにも該当する方
被災離職者	次の①～③の全てに該当する方 ① 東日本大震災発生時に、被災地（※3）で就業していたこと ② 震災により離職を余儀なくされたこと ③ ②の離職後、安定した職業についたことがないこと（※4）	（イ） 震災発生日から平成26年3月31日までにハローワーク等で求職活動（※5）を行った方 （ロ） 平成27年3月31日までに雇入れられた方	
被災地求職者	次の①②のいずれにも該当する方 ① 東日本大震災発生時～被災地（※3）に住むおり、震災後、安定した職業についたことがない方（※4） （震災により被災地域外に住所または居所を変更している方を含む） ② 震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動（※5）を行った方	（イ） 震災発生日から平成26年3月31日までにハローワーク等で求職活動を行っていなくても、平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動を行った方	助成対象になりません
警戒区域等に居住していた方（※6）	上記①の要件を満たしていれば、②の要件を満たしていないでも（平成24年9月30日までに求職活動を行っていなくても）助成の対象になります。	左記の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象になります。	

（※3） 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

（※4） 具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」こと

（※5） 窓口で職業相談や職業紹介を受けること

（※6） 震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難準備区域等に居住していた方

## 2. WLBの定着に向けて



欧米では管理職の役割は第一に部下のマネジメントとされますが、現在の日本企業では多くの管理職がプレイングマネジャーであり、自分の目標に追われて部下のマネジメントが置き去りになってしまいがちです。単に評価項目を設定するだけでなく、管理職の職務内容を整理し、部下のワーク・ライフ・バランスへの理解や促進への取組方法、時間生産性が高い職場づくりができるかどうかといった観点から評価することが必要です。

### ■ 制度定着に向けての取組事例

#### 【2】推進担当者による評価制度の見直しと目標設定

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、制度利用者数等に応じた評価の行える業績評価システムに見直しを行うことが効果的です。管理職の業績目標達成へのモチベーションを維持しつつ取組みを推進できるよう、推進担当者としてサポートできるかがポイントになってきます。

#### ①管理職の目標・評価にワーク・ライフ・バランスの視点を加える

管理職に対して、会社が経営戦略としてワーク・ライフ・バランスに本気で取り組んでいることを示すことが重要です。その1つの方法として、管理職の評価項目にワーク・ライフ・バランスに関連する項目を入れることが効果的です。自社の課題や導入する制度に応じた評価項目を選択し、定量的な目標を設定して、半期や年間単位で実行・行動・チェックしていくましょう。設定する評価項目は、次のようなものが挙げられます。

##### 【例】

- ・ 総労働時間削減率
- ・ 残業時間削減率
- ・ ワーク・ライフ・バランス制度の利用状況
- ・ 有給休暇取得率
- ・ 社員満足度
- など

## 3. 所長コラム

### ■ 2013年



2014年の干支は『午（うま）』です。走る馬のように勢い良く飛躍する新年となりますように。

- 1月16日 山口宇部発羽田行の全日空692便がバッテリートラブルで高松空港に緊急着陸。（ボーイング787のバッテリー問題）
- 2月22日 愛知県東浦町の当時の副町長が2010年（平成22年）の国勢調査で人口水増をした容疑で逮捕。
- 3月25日 広島高等裁判所、第46回衆議院議員総選挙で一票の格差が是正されなかったことを理由に、同選挙における広島1・2区の結果を無効とする判決
- 4月21日 名古屋市長選挙投票日。河村たかし氏が3選。
- 5月4日 こどもの日に合わせて、15歳以下の人口が32年連続で減少していることが明らかに。
- 6月22日 富士山が世界文化遺産に登録。
- 7月21日 第23回参議院議員通常選挙投開票。第46回衆議院議員総選挙以来続いている両院のねじれ状態が解消された。
- 8月30日 気象庁、警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発令する「特別警報」の運用を同日0時から開始。
- 9月7日 第125次IOC総会において2020年夏季オリンピック開催都市に東京が決定、選出される。
- 10月16日 台風26号が東日本付近を通過、伊豆大島では記録的豪雨となり死者発生、猪瀬直樹東京都知事が大島町に災害救助法を適用すると発表。
- 11月23日 中華人民共和国政府、尖閣諸島を含む東シナ海上空に、日本政府が既に設定している箇所と重なる形で防空識別圏を設定。
- 12月12日 日本漢字能力検定協会制定の今年の漢字が『輪』と発表される。あなたにとって2013年はどんな年でしたか？良い年をお迎えください。